

2017.6

㊦ H30年予算要望

平成30年度

神奈川県の実策・制度・予算に関する要望

(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

要望にあたって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年の当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2020において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、長期的な視点を踏まえた喫緊の課題に対し、重点的に施策、事業を推進しております。

また、広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、共通課題の解決に向けた検討、事務の共同処理等により、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

ついでには、当市が平成30年度の施策を展開する上で重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年(平成29年)6月

藤沢市長

鈴木恒夫

目 次

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望	1
1 大会開催に向けた支援について.....	2
2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について	4
個別重点課題	7
1 相鉄いずみ野線の延伸について	8
2 河川の整備促進について	10
3 道路の整備促進について	12
4 GPS 波浪計の設置について	14
5 ロボット産業の振興に対する支援の充実について.....	16
6 特別支援学校等の過大規模解消について.....	18
7 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について.....	20
8 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について.....	22
9 介護支援専門員研修等の充実について	24
10 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	26
11 不法投棄の防止について	28
12 街頭防犯カメラの設置について.....	30
13 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について	32
広域的重点課題.....	35
1 企業版ふるさと納税制度について	36
2 法人住民税の国税化見直しについて.....	38
3 公債費負担軽減対策制度の創設について.....	40
4 高齢者施設の整備に対する支援について.....	42
5 重症心身障がい児者の入所施設の整備について.....	44
6 重度障がい者医療費助成制度の充実について	46
7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について.....	48
8 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について.....	50
9 特別支援学級における教員の複数配置について	52
10 再生可能エネルギーの普及制度の充実について.....	54
11 河川ごみの除去対策について	56
12 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について.....	58
13 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	60
14 農地の相続税納税猶予制度の拡大について.....	62
15 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について.....	64
県所管別要望一覧	66

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

関連要望

- 1 大会開催に向けた支援について
 - ①片瀬漁港の施設整備について
 - ②事前キャンプの受け入れについて
 - ③江の島及び湘南海岸のバリアフリー化について
 - ④片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について
 - ⑤ヘリコプターの臨時離発着場の設置について
- 2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について
 - ①津波災害一時避難場所の確保について
 - ②マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について
 - ③相模湾沿岸地域の魅力の創出について

1 大会開催に向けた支援について

(要望先 スポーツ局, 県土整備局, 安全防災局, 県警本部)

重点要望項目及び要望内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① 漁船の受け入れに必要な片瀬漁港の施設整備について、事前協議、調整を十分に行うとともに、所要の財政的措置を講じること。

湘南港漁港区域の漁船を片瀬漁港に移設する際には、漁船を繫留するアンカーや漁網倉庫等の増設が必要となります。移設はオリンピックへの対応に限定したものであるため、営業補償や移設先の総合的な取り扱いも含め、事前協議、調整を十分に行うとともに、所要の財政的措置も必要となります。

(市担当課 経済部 農業水産課)

- ② ラグビーワールドカップを含めた事前キャンプの受け入れに際しては、事前協議、調整を十分に行うこと。

事前キャンプ等の受け入れに関して、当市は県と連携しながら誘致活動に取り組んでいます。また、市内には、東京2020大会での活用も想定し、再整備が進む県立体育センターがあることに加え、江の島でのセーリング競技強化合宿なども想定されています。事前キャンプ等の受け入れに関しては、種目別協会との調整や関係国の友好協会等との協議を事前に進める必要があるため、今後も県市の連携した対応が求められます。

(市担当課 生涯学習部スポーツ推進課, 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

- ③ 観光誘客及びバリアフリーを推進するため、湘南海岸周辺のトイレ洋式化、増築等を行うとともに、江の島入口地下道など競技会場までの整備を行うこと。
また、江の島島内のバリアフリー化に対する財政的支援を講じること。

東京2020大会の開催を見据え、高齢者や障がい者のみならず、外国人観光客にも配慮した施設の整備が課題となっています。トイレの洋式化やバリアフリー化、江の島入口地下道をはじめとする競技会場までの整備だけではなく、

誰もが楽しめる観光地として江の島島内についてもバリアフリー化が求められています。

(市担当課 経済部 観光シティプロモーション課)

参考資料 片瀬・江の島周辺のトイレの状況

管理者	設置数							洋式率		
	男性				女性			男性	女性	全体
	小	個室			個室					
洋式		和式	小計	洋式	和式	小計				
県	20	5	6	11	10	14	24	45.5%	41.7%	42.9%
市	18	6	4	10	12	8	20	60.0%	60.0%	60.0%
民間等	8	4	0	4	5	0	5	100.0%	100.0%	100.0%
合計	46	15	10	25	27	22	49	60.0%	55.1%	56.8%

④ 片瀬・江の島周辺の交通渋滞の解消と回遊性の向上のため、江の島大橋においてバス事業者が定時的なバス運行を行えるような運用を図るとともに、片瀬江ノ島駅前広場の整備に当たっては、必要な財政的支援を講じること。

また、片瀬江ノ島駅敷地内に津波避難場所を確保するよう、小田急電鉄に対し、市とともに働きかけること。

片瀬江ノ島駅から江の島島内への新たな交通手段となる路線バス等の運行については、慢性的な渋滞を原因として、事業者は新たにバスを運行させることに消極的です。また、小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅の駅前広場は、バスなどの乗り入れができず、交通結節点としての機能を有していないため、交通機能の確保と再整備が課題となっています。さらに、駅の敷地内に、津波避難施設としての機能を備えた改修が求められています。

(市担当課 計画建築部 江の島地区周辺整備担当, 防災安全部 防災政策課)

⑤ 緊急時の救急搬送等に対応するため、会場内にヘリコプターの臨時離発着場を設けるよう、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に働きかけるとともに、施設管理者として必要な整備を行うこと。

江の島の立地条件から、緊急時における迅速な救急搬送体制及びテロ対策等をはじめとした危機管理体制を確保するに当たり、ヘリコプターの活用は必要不可欠です。会場内にヘリコプターの臨時離発着場を設置することに加え、緊急時の離発着場を表すマークや掲示板等を設置するなど必要な整備についても対応が必要です。

(市担当課 防災安全部 危機管理課, 消防局 警防課)

2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について

(要望先 政策局, スポーツ局, 県土整備局, 安全防災局)

重点要望項目及び要望内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、持続的に地域の価値を創出していくため、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① かながわ女性センター跡地の活用を検討する際には、津波災害一時避難場所など、防災機能の確保を図ること。

津波災害等が発生した場合、観光客等が津波から避難するためには、長距離の移動を強いられることに加え、一斉に避難を行う際には、ピーク時には5万人あまりが海岸周辺の津波一時避難施設に殺到することが想定されています。

当市では、津波災害が発生した場合の一時避難施設として、市内213施設を津波避難ビルとして協定に基づき指定していますが、十分とは言えません。津波到着予測時間前に全ての避難が完了するよう、迅速に避難できる場所として、江の島島内に津波災害一時避難場所を確保する必要があります。

(市担当課 防災安全部 危機管理課)

- ② マリンスポーツ、ビーチスポーツの振興等に向けて、アジアビーチゲームズをはじめとした国際大会の誘致等に、積極的に取り組むこと。

大会開催により高まった気運を維持し、大会以降も持続的な地域の活性化につなげていくことが必要です。アジアビーチゲームズをはじめとした国際大会の誘致等によるスポーツ振興を図ることで、マリンスポーツ・ビーチスポーツの普及やスポーツを通じた国際交流等の推進、健康志向の高まりにも寄与することから、県が取り組む「健康寿命の延伸」や「未病の改善」にもつながります。

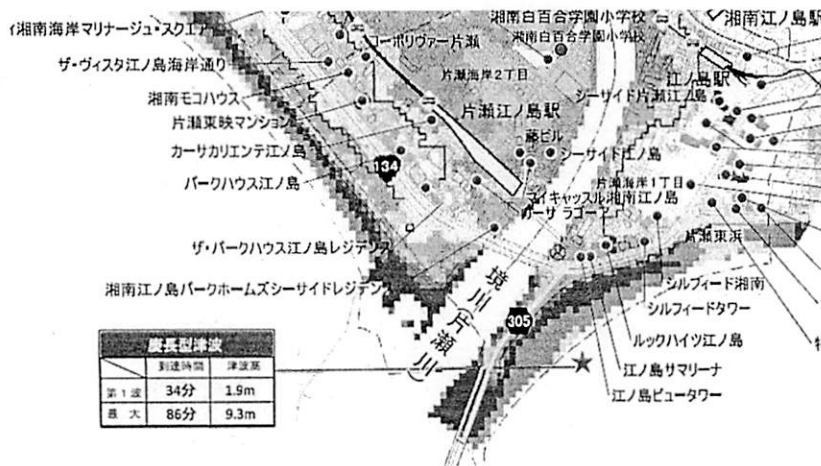
(市担当者 生涯学習部 スポーツ推進課)

③ 相模湾沿岸地域を魅力ある観光地として、持続的に発展させていくため、県と市町が連携した広域的な取組を積極的に展開していくこと。

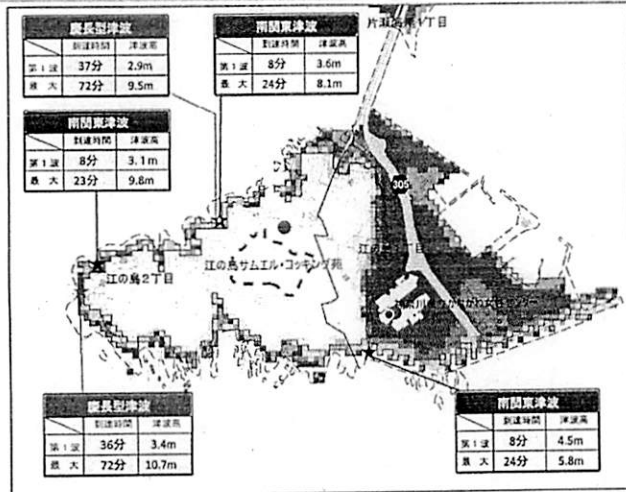
オリンピックの開催を契機として、相模湾沿岸地域の豊かな自然、歴史や文化など、地域の観光資源等を活用しながら、神奈川県を持つ多彩な魅力を世界に向けて発信し、イメージアップを図っていくことが必要です。県においても、「かながわシープロジェクト」により、神奈川の海のPRや新たな海洋文化の発信に積極的に取り組まれています。大会以降のレガシーの創出に向けて、より一層、県と市町が連携した取組を推進していくことが重要です。

(市担当課 企画政策部 企画政策課)

参考資料



早いときは10分以内に津波が到達することもあります。津波の高さは最大10m以上になることが予想されています。



藤沢市津波ハザードマップ (平成25年度作成)

個別重点課題

- 1 相鉄いずみ野線の延伸について
- 2 河川の整備促進について
- 3 道路の整備促進について
- 4 GPS 波浪計の設置について
- 5 ロボット産業の振興に対する支援の充実について
- 6 特別支援学校等の過大規模解消について
- 7 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について
- 8 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について
- 9 介護支援専門員研修等の充実について
- 10 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について
- 11 不法投棄の防止について
- 12 街頭防犯カメラの設置について
- 13 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について

継続要望

1 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

いずみ野線延伸の早期事業化に向けて、鉄道延伸、まちづくり及び事業スキームの検討に協働して取り組むとともに、技術的・財政的支援を講じるよう国に働きかけること。また、事業化にあたっては、「いずみ野線延伸連絡協議会」等を活用し、地域の実情にあわせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

要望内容

<現状>

相鉄いずみ野線の延伸は、「かながわ交通計画(2007年(平成19年)10月改定)」において、「南のゲート(ツインシティ)」による全国との交流・連携を県土東西方向へと拡大する横浜県央軸を構成する路線として位置づけられています。この延伸の実現に向けては、2010年(平成22年)6月に神奈川県、藤沢市、慶應義塾大学、相模鉄道(株)の4者で構成される「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」を設置し、平成23年度末に単線鉄道で慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスまでの間に新たに2駅を想定することなどの検討成果を取りまとめました。2012年(平成24年)10月には、いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の実現と延伸地域の特性を活かした新たなまちづくりを進めることを目的として、寒川町を加えた5者で「いずみ野線延伸連絡協議会」を設置し、検討協議を行っています。そうした中、2016年(平成28年)には、国の交通政策審議会において、「湘南台～倉見」の延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけられました。

当市では、地域住民等とともに延伸地域のまちづくりについて検討を進めていますが、鉄道延伸計画の検討、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、事業採算性の深度化、沿線の交通事業者等との協議や調整、さらに沿線地域における市街化区域への編入等を見据えた新たなまちづくりなどが課題となっています。

<要望事項>

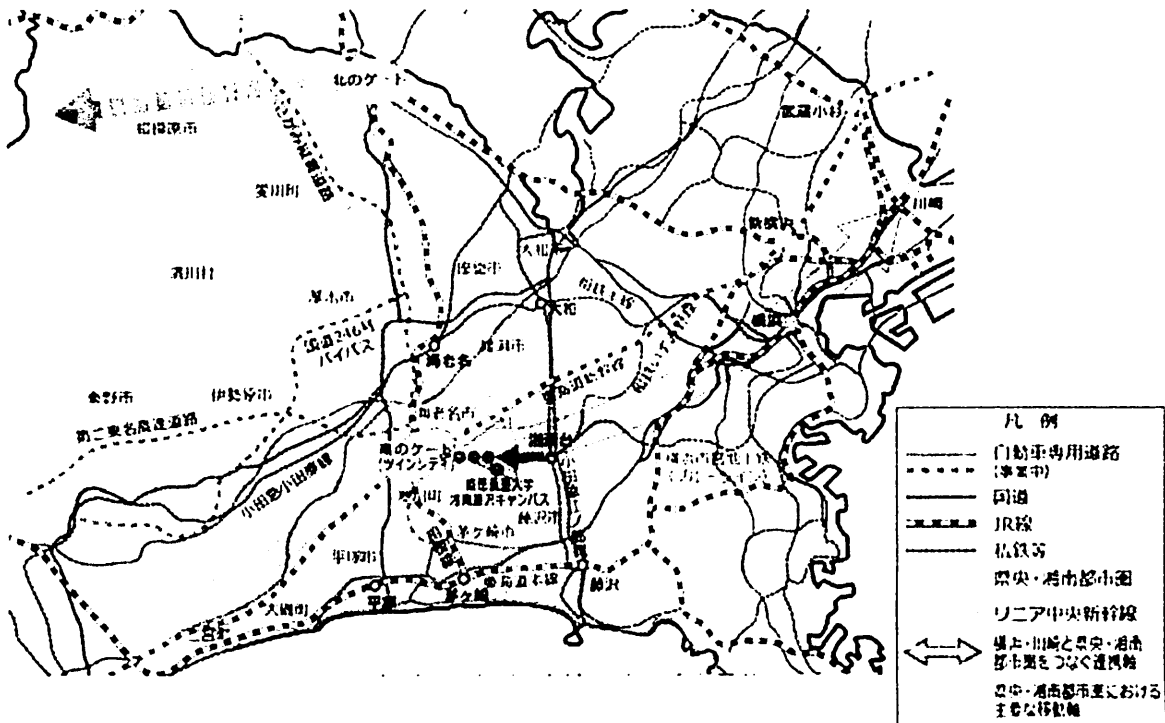
次の事項について要望します。

- いずみ野線延伸の早期事業化に向けて、鉄道延伸、まちづくり及び事業スキームの検討に協働して取り組むとともに、技術的・財政的支援を講じるよう国に働きかけること。
- 事業化にあたっては、「いずみ野線延伸連絡協議会」等を活用し、地域の実情にあわせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

<効果>

相鉄いずみ野線の延伸は、県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性向上はもとより、地域の連携が強化され、さらに、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換も促進されることで、環境負荷の軽減等が見込まれます。

参考資料



(出典：藤沢市「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会資料」)

(市担当課 計画建築部 都市計画課)

2 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策として、特定都市河川(境川・引地川)及び「かながわの川づくり計画」対象河川(境川・引地川・小出川)の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受け、近年の頻発している突発的集中豪雨では河川の水位が急激に上昇することに伴い、雨水管渠による内水の排除が滞り、現状においても床上浸水等の被害が生じています。

当市では、引地川、境川流域において貯留管と雨水幹線管渠の下水道整備を進めているほか、準用河川(滝川、滝川分水路、白旗川、不動川、打戻川、一色川)の整備やハザードマップの市民配布などハード・ソフト両面から積極的な対策を推進しています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は河幅が狭く流下能力が不足している現状があり、また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっており、「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標(流域対策を含めて概ね60mm/h)、小出川の整備目標(概ね50mm/h)に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

特に、境川及び引地川は、2015年(平成26年)2月に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」(引地川は策定済)に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

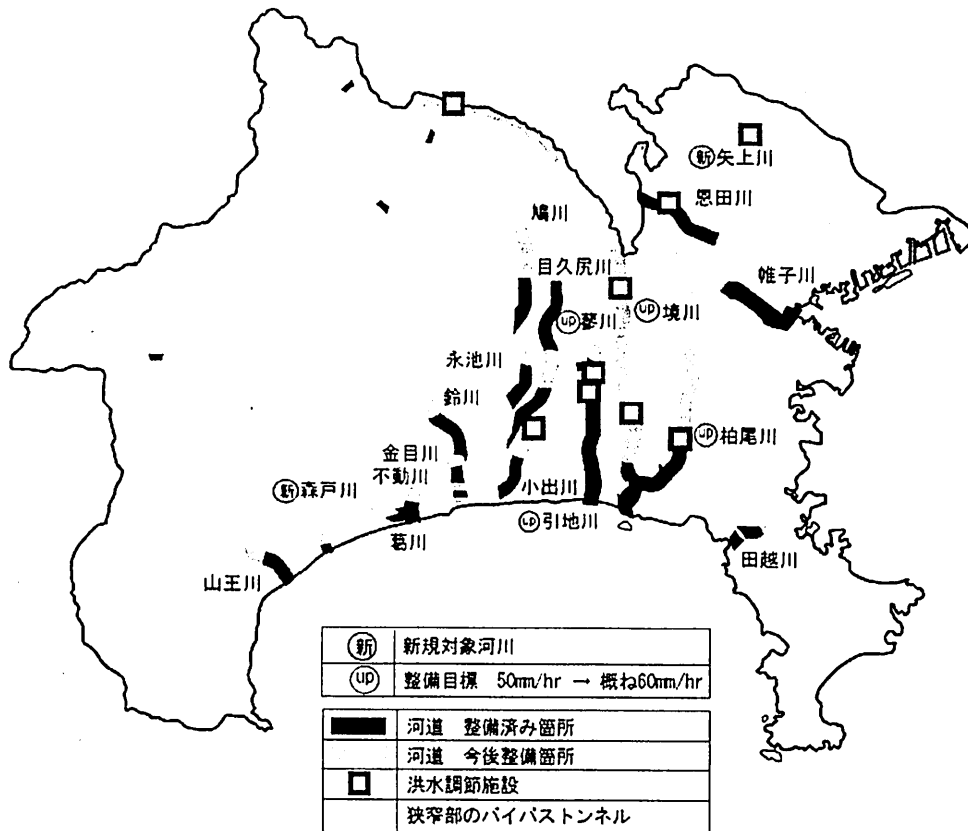
- 境川, 引地川, 小出川の河川改修事業を早期に実施し, 整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し, 安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

参考資料

【都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等】



(出典: 神奈川県「都市河川重点整備計画<新セーフティリバー>」)

(市担当課 道路河川部 河川水路課)

3 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「(仮称)湘南台寒川線」の早期事業着手を図るとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外郭環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

さがみ縦貫道路が、2015年(平成27年)3月に開通し、さらに2017年(平成29年)2月に、茨城県区間が全線開通したことにより、茨城県や埼玉県方面から当市への観光客等が大幅に増加しています。横浜湘南道路については、終点が藤沢市城南に位置する藤沢インターチェンジとなっていることから、その周辺はもとより市域への交通混雑が懸念されており、すでに、国道1号の交通量の増大、慢性的な交通渋滞は、市民生活及び地域産業振興に重大な影響を及ぼしています。

このことから、横浜湘南道路及び横浜環状南線の早期完成とともに、圏央道にアクセスする都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区、横浜藤沢線川名工区、(仮称)湘南台寒川線の早期事業着手が望まれています。

圏央道は、神奈川県内における大動脈として、また都市構造の再編成や沿線におけるまちづくりの支援に重要な役割を果たす路線として効果が高く、都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興、災害時における緊急輸送道路としての役割が期待されます。

<要望事項>

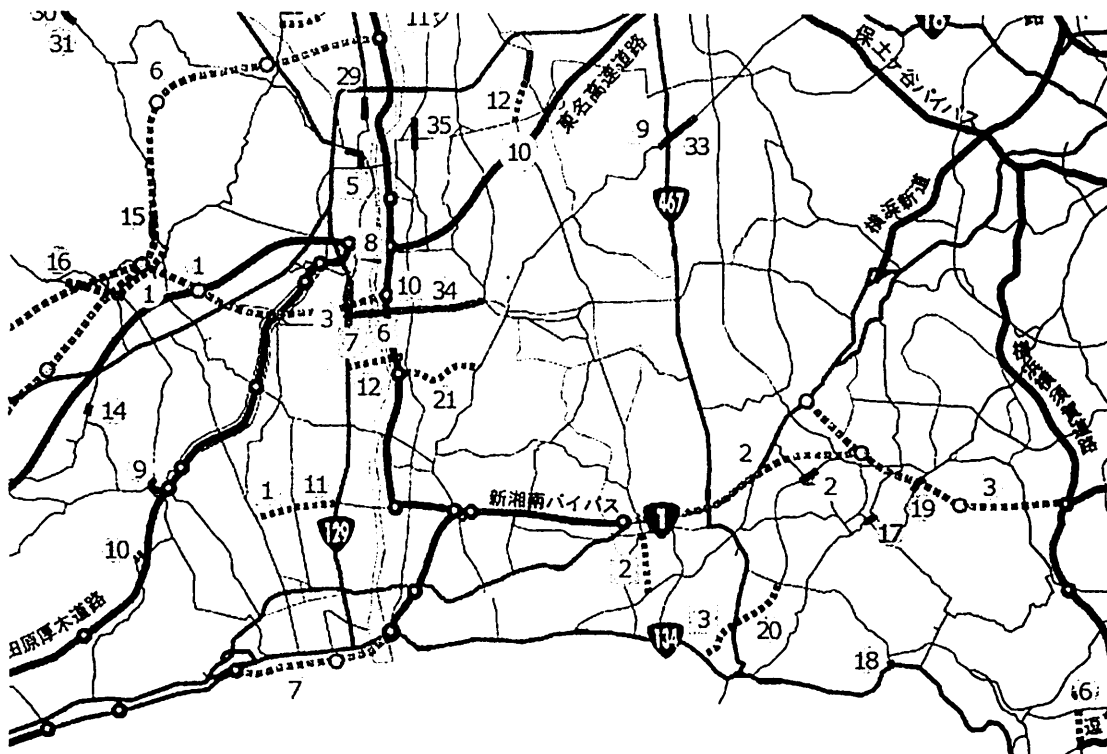
次の事項について要望します。

- 都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線川名工区」について早期に事業着手すること。
- (仮称)湘南台寒川線の事業化を推進すること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国に働きかけること。

<効果>

交通混雑・渋滞の解消, 生活道路の機能回復等, 交通機能の適正化が図られるとともに, 都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	並利谷JCT～戸塚IC	供用

2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)
---	-----------	------------	-----------

20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線)	整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線)	整備

(出典:改訂・かながわのみちづくり計画)

(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

4 GPS 波浪計の設置について

(要望先 安全防災局)

重点要望項目

迅速かつ適確な避難行動に資するため、水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へのGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

要望内容**<現状>**

国の新たな知見に基づく、5つの新たな地震による「津波浸水予測図」が2015年(平成27年)2月27日に公表され、この予測図を基に作成された「津波浸水想定」が同年3月31日に公表されました。その結果、当市においては、最大津波高は11.5m、最大波の到達時間は12分、浸水面積は4.7km²となり、これは慶長型地震の想定を上回るもので、津波避難対策を強化する必要性はますます高まっています。相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する当市では、津波一時避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが、これらは、地域住民の津波からの避難に主眼を置いており、ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客を考慮すると、海岸に近接した津波避難施設の確保が急務となっています。

国土交通省では、国内18箇所において、GPS波浪計を設置し沖合波浪の観測を行っていますが、相模湾沖には設置されていません。また、2012年(平成24年)3月からは、相模湾沖の3か所に設置された水圧計のデータを気象庁の津波警報に活用しています。しかし、沖合の海底に設置される水圧計は、観測した津波波面の向きによってはあらかじめ対応づけた予報区に向かわない可能性があるほか、地震動等の津波以外の記録を含んでいるため、津波の始期が不明確であるという欠点があります。一方、GPS波浪計は波浪や潮位をリアルタイムで観測できるため、より正確に津波の観測情報を得ることができ、津波避難における正確かつ迅速な情報源として重要性が高まっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

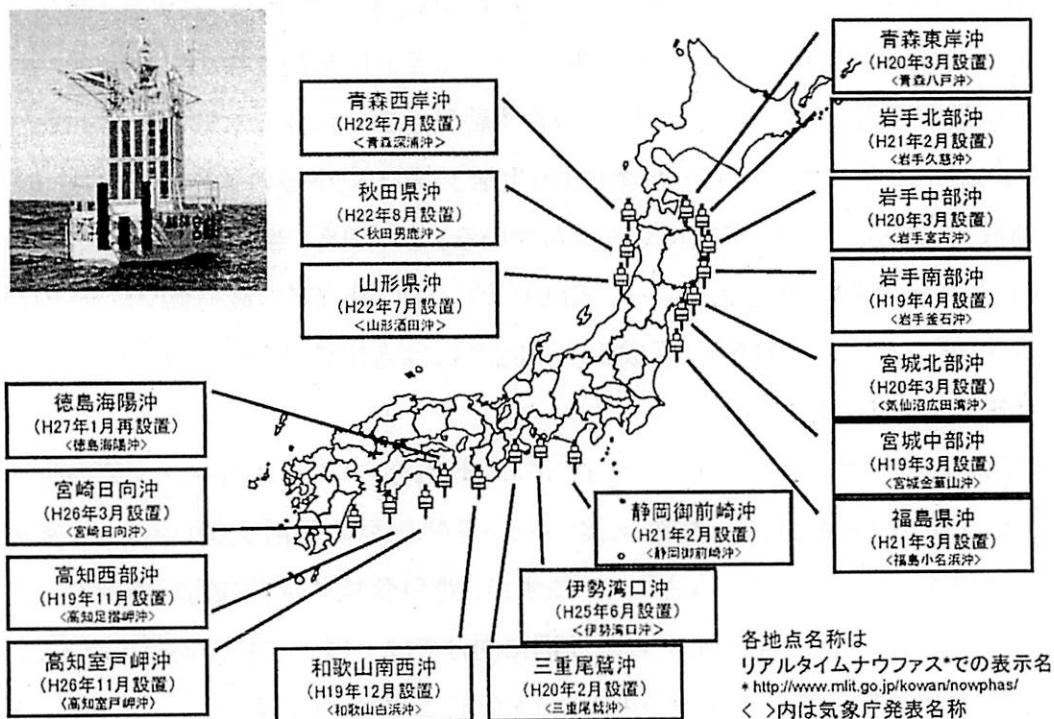
<効果>

地域住民や海水浴、マリレジャーなどの観光客に対し、初期行動を迅速かつ適切に行うための正確な情報を入手することで、様々な緊急対策が可能となり、より多くの生命と財産を守ることが可能となります。

参考資料

GPS波浪計設置状況(平成27年3月現在)

国土交通省
別紙



(出典:国土交通省Webサイト)

(市担当課 防災安全部 防災政策課)

継続要望

5 ロボット産業の振興に対する支援の充実について

(要望先 政策局, 産業労働局, 保健福祉局)

重点要望項目

生活支援ロボットの普及啓発と地域経済の活性化を図るため、生活支援ロボットの実用化と試作開発に対する支援を充実させるとともに、特区制度を活用したさらなる規制緩和に向けて国への働きかけを行うこと。

要望内容

<現状>

当市においては、県の「さがみロボット産業特区」の取組と連携しながら、平成27年度から「藤沢市ロボット産業推進プロジェクト(企業誘致・普及啓発・社会実装・開発支援等)」を推進し、「介護ロボット普及拡大拠点」として当市に整備された生活支援ロボットの展示施設を活用した生活支援ロボットの普及啓発を中心に様々な取組を行ってきました。平成28年度からは市内中小企業による生活支援ロボット等の試作開発に対する助成を創設し、さらなる開発支援に取り組んでいることに加え、当市が東京オリンピックセーリング競技会場に決定し、ドローンやモビリティロボットなどの最先端ロボットの活用が期待されることから、2016年(平成28年)12月には当市消防局を対象としたドローン講習会を実施しています。

県では、ヘルスケア・ニューフロンティアによる取組を含め、ロボットスーツ等の生活支援ロボットの普及啓発を行い、移動支援ロボット等特区発の生活支援ロボットの商品化を多数実現するなどの取組がなされていますが、費用負担や活用実績・事例が少ないなど課題も多いことから、実用化や普及促進に向けては一層の支援が必要となっています。また、生活支援ロボットの開発支援については、当市での支援メニューが限られるため、県による「重点プロジェクト」や「公募型『ロボット実証実験支援事業』」、「神奈川版オープンイノベーション」との連携を図るなど、より緊密に連携した総合的な支援が必要です。さらに、ドローンやモビリティロボットなどの最先端ロボットの活用にあたっては、特区制度を活用したさらなる規制緩和が必要不可欠であることから、これまで以上に国への働きかけが求められています。

<要望事項>

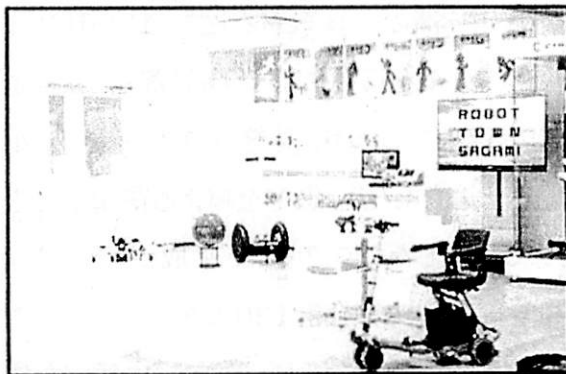
次の事項について要望します。

- ロボットスーツ等の生活支援ロボットの実用化や普及促進に対する支援を充実すること。
- 中小企業に対する生活支援ロボットの開発支援に関しては、市と緊密に連携した総合的な支援となるよう充実を図ること。
- 東京オリンピックセーリング競技会場での活用が期待されるドローンやモビリティロボットについて、さらなる規制緩和が図られるよう、これまで以上に国への働きかけを行っていくこと。

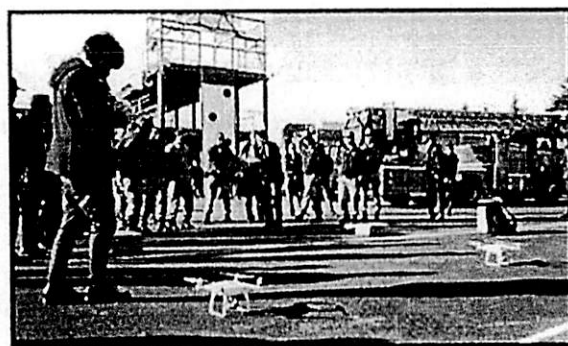
<効果>

今後の超高齢化の進展、生産年齢人口の減少を見据えた中で、健康増進とQOLの向上が図られ、安心して暮らしやすい都市の構築が期待されるとともに、ロボット産業の振興による地域経済の活性化に寄与します。

参考資料



介護ロボット普及拡大拠点湘南ロボケアセンターロボテラス



当市消防局を対象としたドローン講習会

(市担当課 経済部 産業労働課, 企画政策部 企画政策課)

新規要望

6 特別支援学校等の過大規模解消について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。また、県立特別支援学校について、定員枠を見直すほか、地域の実情に応じた配置となるよう、藤沢市内に新設することも含めて検討すること。

要望内容

<現状>

特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。

市立白浜養護学校は、小・中・高の一貫教育を図り、1996年(平成8年)に高等部を開設し、1997年(平成9年)に改築を行いました。高等部が3学年揃った1998年(平成10年)の在籍者数は全校で57人でしたが、高等部開設を受け、小学部の入学者や中学部からの新入生は増加の一途をたどり、想定を超える在籍者数となっています。当初、改築校舎は75人を想定して建設したのですが、平成29年度の児童生徒数は、小学部62人、中学部34人、高等部34人の、合計130人となっており、校舎改築当初(20年前)と比較すると2倍以上となっています。さらに、現在、22教室を使用していますが、転用が可能な特別教室はすでに転用済みのため、今後、教室の確保も困難な状況となっています。

また、藤沢市内の県立藤沢養護学校については、バリアフリー化がされていないため、知的障がいに加えて肢体不自由等複数の障がいを有するなど、自力通学が困難で、バリアフリー対応が必要な生徒については、市立白浜養護学校に進学する現状となっています。

このようなことから、白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠を見直すほか、県立藤沢養護学校のバリアフリー化や障がいの特性に応

じた県立特別支援学校の新規開設、特別支援学校への人的配置の充実等、体制強化を図る必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

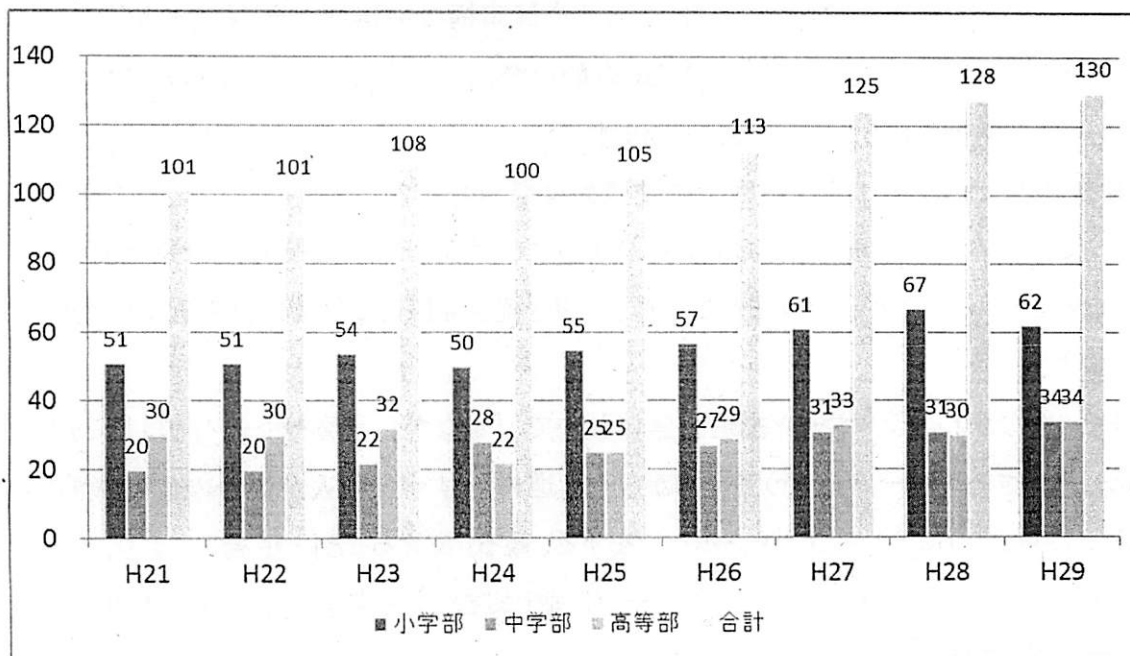
- 白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠の見直しを行うとともに、藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。
- 障がいの特性に応じた県立特別支援学校を新たに藤沢市内に開設することを検討するとともに、特別支援学校への人的配置の充実等、教育体制を強化すること。

<効果>

進学を希望する生徒が、できるだけ身近な地域において、障がいの特性に応じた教育を受ける機会を確保できるよう教育環境を整備することで、教育行政の推進に寄与する。

参考資料

藤沢市立白浜養護学校児童生徒在籍数の推移



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

7 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

(要望先 スポーツ局)

重点要望項目

平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

要望内容

<現状>

全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に、厚生省創立50周年に当たる1988年(昭和63年)から毎年開催しているものです。

60歳以上の高齢者を中心とするゲートボールや卓球、テニスなどの各種スポーツ競技や美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康福祉機器展、子どもフェスティバルなど、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典であり、2021年(平成33年)には、神奈川県で開催されることが決定しています。

神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、ワールドカップラグビー2019の翌々年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の翌年度の開催となることから、両大会で高まった気運を、引き続き維持していただくことが課題となると想定されます。

また、かながわパラスポーツ推進宣言において、「かながわパラスポーツ」とは「障がいのある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること」と定義しており、一人ひとりが自らの運動機能を生かしてスポーツに取り組むことを支援することは、健康増進や「未病」の改善にもつながります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

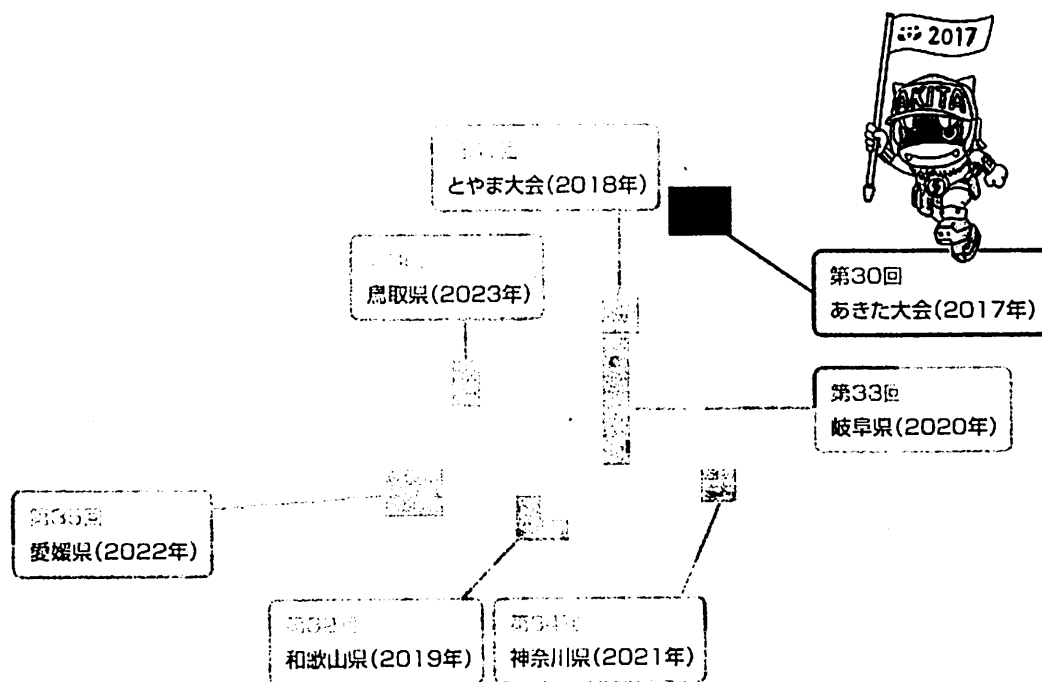
- 平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、ソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

<効果>

かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市で開催することにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運の維持、世代間交流の促進、最新の福祉機器の紹介、健康増進、「未病」の改善など、幅広い効果が見込まれます。

参考資料

2017年(平成29年)以降のねんりんピック開催地一覧



(出典:長寿社会開発センターWebサイト)

(市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課)

新規要望

8 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

一定の住居を持たない生活困窮者の生活再建と自立支援の促進を図るため、生活困窮者支援法に基づく一時生活支援事業を、県が主体となって広域実施すること。

要望内容

<現状>

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対し、原則3か月間(最大6か月間)、衣食住の提供と、退所後の生活に向けた就労支援などの自立支援を行うもので、自治体における「任意事業」として位置づけられています。

一時生活支援事業の対象者は一定の住居を持たない者とされているため、特定の市町村に生活実態を置いているとは言えないケースが存在します。そのため、事業の実施主体が曖昧になること、生活困窮者が事業実施自治体に流入する可能性があることに加え、単独自治体で実施をするに当たっては、財政負担(国庫補助2/3)も課題となり、各市町村における取組が進んでいない現状があります。

現在、多くの市町村において、一定の住居を持たない生活困窮者に対する支援は、生活保護制度に頼らざるを得ない状況となっておりますが、中には、一定期間衣食住等の支援を行うことで、生活再建が可能となるケースが存在することから、一時生活支援事業の実施による支援が必要とされています。

一時生活支援事業は、住所のないホームレスへの支援という性格から、生活困窮者の実情や支援ニーズを考慮すると、各市町村が個々に事業を実施するよりも、県が広域的な支援体制を構築することで、より効率的・効果的な事業実施が可能になると考えられます。また、広域で実施することにより、県は衣食住等の支援、市町村は当該困窮者に対する自立相談と、それぞれの強みを生かすことができるようになり、生活保護以外の支援の方法として、生活困窮者に対して幅広い支援が可能となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

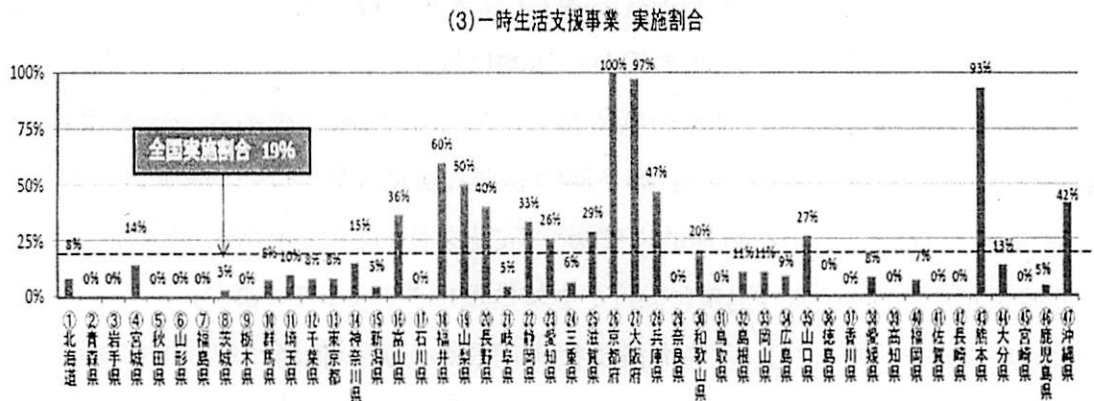
- 生活困窮者支援法に基づく一時生活支援事業を、県が主体となって広域実施すること。

<効果>

生活困窮者に対する広域的な支援体制を構築することで、より効果的、効率的かつ幅広い支援が可能となり、生活困窮者の自立が促進される。

参考資料

平成27年度 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況



(出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況」)

(市担当課 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室)

新規要望

9 介護支援専門員研修等の充実について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核的な機能を担う地域包括支援センターにおける適切な人員体制を確保するため、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講機会の拡充を図ること。

要望内容

<現状>

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。また、地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置するもので、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関となっています。

地域包括支援センターには、主任介護支援専門員の配置が義務づけられており、当市においても各地域包括支援センターに専任で1人配置しています。介護支援専門員の資質向上のため、2015年(平成27年)2月、厚生労働省通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」が一部改正され、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修制度の見直しが行われました。このことにより、平成28年度から主任介護支援専門員が5年ごとの「更新制」となり、研修が導入されましたが、地域における利用者支援を続けながら、更新研修等を受講するための時間を確保することは現状では非常に困難であり、地域包括支援センターの業務に支障がでることが懸念されています。

また、平成28年度の県による主任介護支援専門員研修は、年1回のみの開催となっており、研修を受講できなかった場合には資格を喪失してしまいます。現職の主任介護支援専門員が資格を喪失した場合、地域包括支援センターの運営にも支障がでること

となります。介護支援専門員や主任介護支援専門員が、業務に従事し、利用者支援を行いながら研修受講できるよう、受講機会の拡充が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

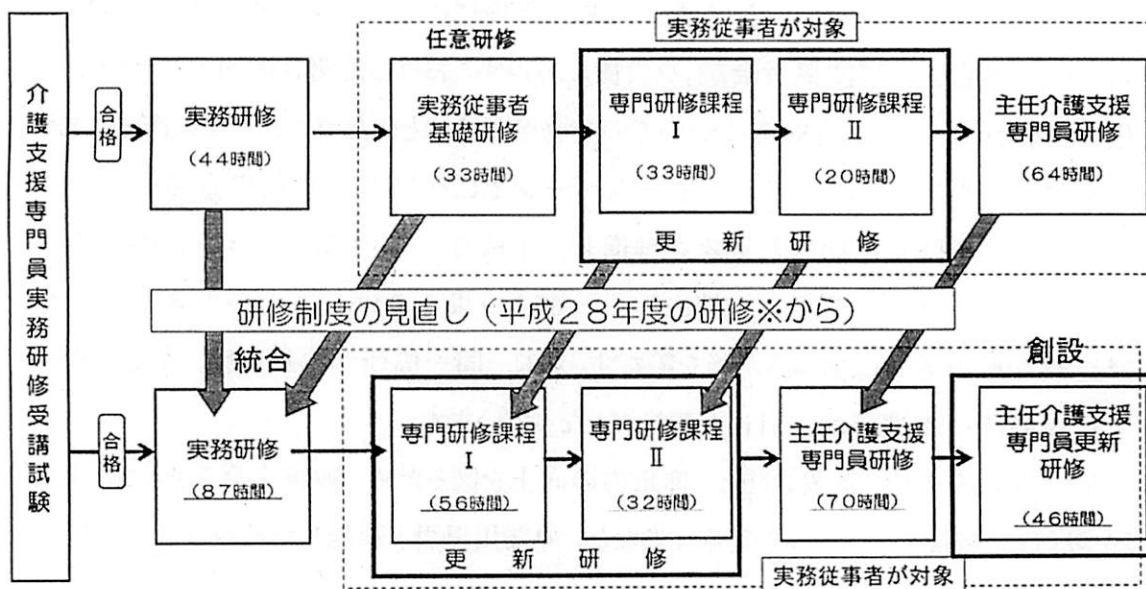
- 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講機会の拡充を図ること。

<効果>

地域における支援体制を確保しながら、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資質の向上を図ることで、地域包括ケアシステムの推進に寄与します。

参考資料

介護保険支援専門員研修制度の見直しの概要



(出典:厚生労働省『介護支援専門員資質向上事業の実施について』の一部改正について)

(市担当課 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室)

継続要望

10 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について

(要望先 環境農政局, 県警本部, 県土整備局)

重点要望項目

環境美化の推進による生活環境の向上と犯罪抑止の観点から、県の管理する海岸施設や県道等の落書き多発箇所に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警察とも連携した取締り対策を強化すること。

要望内容

<現状>

2007年(平成19年)6月29日に制定された「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」において、落書きの禁止を規定し、学校、地域との協働による落書きの除去と壁画、ウォールアート設置等を行ってきました。平成25年度には、落書きの早期発見、早期対応のため、「落書き対策関係者会議」を設置し、庁内における落書き情報の一元化、共有化を図るとともに、落書き対応についての業務全般をまとめたマニュアルを作成しました。さらに、市民向けマニュアルをホームページ上に公開し、市民の意識啓発を行うなどの落書き防止に向けた取組を推進し、平成27年度は1,033件、平成28年度は710件の落書きを消去し、一定の成果をあげることができましたが、海岸施設や県道等では落書きが後を絶たず、特に、同一箇所への繰り返しの被害や消去困難な高所への被害が、目に余る状況となっています。

このような状況の中、落書き防止・抑止力の向上を図るため、被害多発箇所に監視カメラを設置し、夜間パトロールを実施するなど、神奈川県警と連携した取締り対策を強化する必要があると考えています。

「割れ窓理論*」の観点からも、落書はその行為を放置することにより、犯罪が誘発される恐れがあり、落書き行為を厳しく禁止することが必要と考えています。

*割れ窓理論…軽微な犯罪を放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招く恐れがあります。このことから、軽微な犯罪(窓を割るなどの行為や落書きなど)でも徹底的に対応することにより、重大な犯罪を未然に防ぐことにつながるという理論です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 落書き防止・再発対策として、被害が多発している県の管理する海岸施設や県道等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警とも連携した取締り対策を強化すること。

<効果>

落書き防止対策の実効性が高まり、抑止力が高まることにより、落書き行為が減少し、環境美化の推進が図られるとともに、犯罪発生への抑制に寄与することが期待されます。

参考資料



第3回藤沢市の落書き消し隊！決起集会
(第40回ゴミゼロクリーンキャンペーンと同
時開催)

- ・実施日 2016年(平成28年)5月29日(日)
- ・参加者 81人



第4回藤沢市の落書き消し隊！決起集会

- ・実施日 2016年(平成28年)10月29日(土)
- ・参加者 95人

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

11 不法投棄の防止について

(要望先 環境農政局, 県警本部)

重点要望項目

不法投棄を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、不法投棄監視カメラ・不法投棄防止センサーの増設に対して財政的支援を講じるとともに、神奈川県警の夜間パトロールを強化すること。

要望内容

<現状>

当市では不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラ、不法投棄防止センサー及び不法投棄防止看板を設置するとともに、市職員による「ふじさわスマートチェック」や市民と協働したパトロールを実施しています。その効果として、特に監視カメラの設置により、不法投棄の件数や量は減少してきている一方、人目につきにくく、車の乗り入れがしやすい場所では、不法投棄は依然として後を絶たず、特に建設廃材や土砂等の産業廃棄物をはじめ、家庭系の一般廃棄物なども一度に多量投棄されるケースが目立ち、その処理費用等の財政的な負担が増大しています。

宅地開発等により、住宅のある区域が増えていることから、不法投棄しやすい場所が減少し、特定の場所に不法投棄が集中する傾向にあるため、監視カメラ設置が大変有効な対策となりますが、監視カメラ等の経費として、年間で約200万円を市単独で支出することは、財政的に大変厳しい状況となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 不法投棄監視カメラや不法投棄防止センサーの増設支援を行うこと。
- 抑止力がある神奈川県警による夜間パトロールを実施すること。

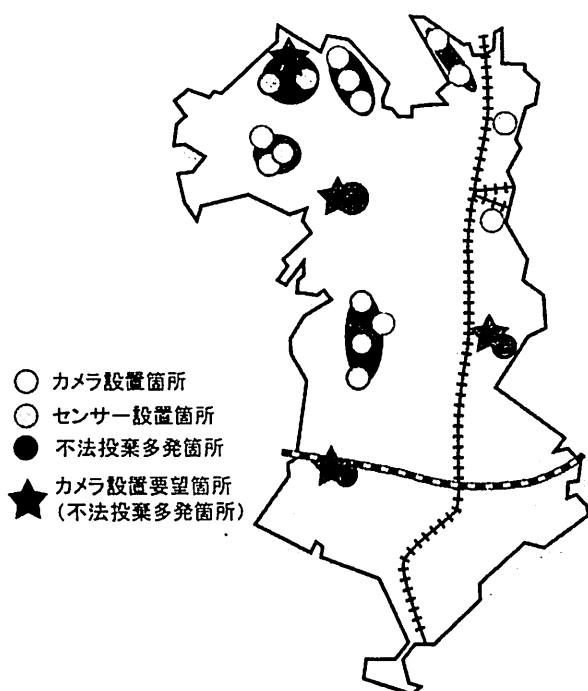
<効果>

不法投棄を抑止し生活環境の向上や不法投棄に係る犯罪の抑制につながるとともに、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の目的にもかなうものと考えます。また、犯罪機会論の観点からも、良好な生活環境を維持することは有効な対策であり、副次的に犯罪全体の抑止につながることが期待されます。

参考資料

不法投棄に関する処理等の状況と監視カメラ等設置状況

年度	出動回数	収集量 (単位:kg)	監視カメラ等設置状況		
			監視カメラ	ダミーカメラ	監視センサー等
24	789	43,969	4	2	11
25	675	35,865	6	3	11
26	403	14,584	6	7	11
27	556	20,502	6	12	9
28	443	17,970	6	12	9



(市担当課 環境部 環境事業センター)

12 街頭防犯カメラの設置について

(要望先 県警本部)

重点要望項目

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラシステム等を、藤沢駅周辺に設置すること。

要望内容

<現状>

藤沢警察署管内である藤沢駅前地区は、夜間・深夜に飲酒客が増加、客引き行為等の迷惑行為が多発している地区となっています。また、周辺地区では、児童・生徒等への声かけ事案やわいせつ事案、ひったくり等も発生しています。

平成21年度に警察庁がJR川崎駅東口地区において実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」のシステムを、平成23年度に神奈川県警察が引き継ぎ、街頭防犯カメラシステム等の運用を開始しています。当市では、街頭犯罪に対し、市民、警察、行政及び関係団体が連携して犯罪抑止の推進を図っていますが、特に、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラは、犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であり、犯罪の抑止に関して非常に高い効果が期待できます。

近年、自治会や商店街等による防犯カメラの普及が進む中、藤沢駅前地区は、神奈川県警察が実施する「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策」の推進重点地区に指定されていることから、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全を確保するためには、特に自治会、商店街で対応できない区域について、警察による犯罪抑止対策を強化していただく必要があります。

また、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が湘南港(江の島)で開催される際には、国内外から多くの観光客等が見込まれることから、大会の開催に向けては更なる治安対策が必要となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 神奈川県警察による街頭防犯カメラシステム等を藤沢駅周辺に設置すること。

<効果>

犯罪の抑止効果が高まることで、周辺地区の治安改善及び安全で安心なまちづくりにつながります。

参考資料

【カメラ等の運用状況】

<街頭防犯カメラシステム>

- ・JR川崎駅東口地区 2009年(平成21年)12月に5台運用開始し、2010年(平成22年)3月末に50台全て運用開始
- ・川崎市中原区中原警察署管内 2016年(平成28年)4月に10台運用開始

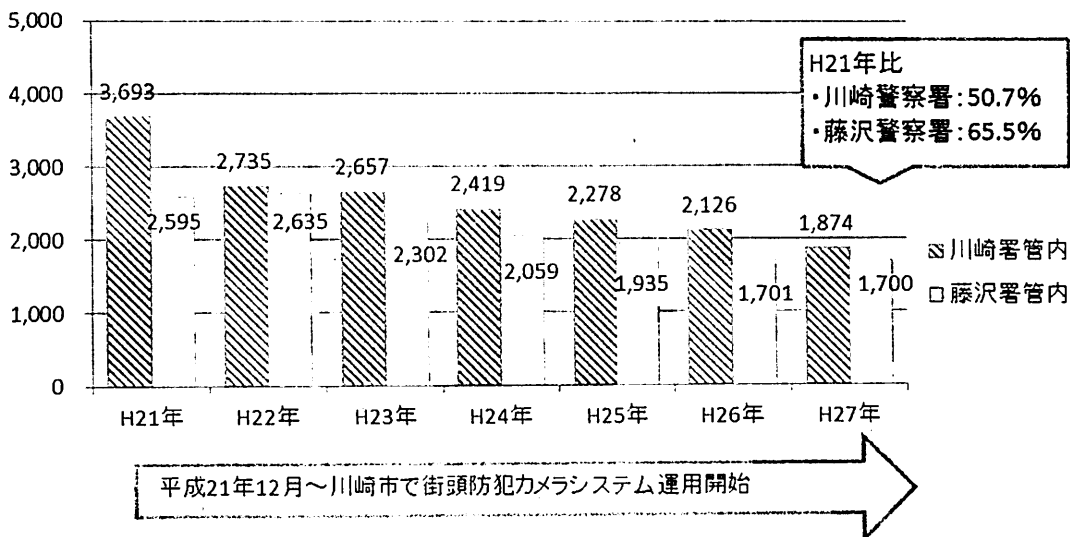
<街頭防犯カメラ>

- ・県内10警察署管内(金沢, 伊勢佐木, 多摩, 横須賀, 大船, 平塚, 厚木, 大和, 相模原, 相模原北) 計50台運用開始

<モバイル式防犯カメラ>

- ・平成26年度 30台運用開始
- ・平成27年度 9台運用開始

【藤沢警察署管内と川崎警察署管内の犯罪認知件数の推移】



(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

継続要望

13 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

学校管理下における児童生徒の災害に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について、対象範囲の拡大や給付金の増額等による給付の一層の充実を図るよう、国等に働きかけること。

要望内容

<現状>

独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付金制度では、学校管理下における児童・生徒の事故等に対して、かかった医療費のうち保健診療対象費用の3割分に加え、見舞金等の意味から1割が上乘せされて給付金が支給されます。しかし、松葉杖のレンタル費用等を共済給付金でカバーできず、保護者が負担しなければならない費用が発生しており、経済的に厳しい状況の家庭が増える中、学校管理下における災害について、保護者の負担軽減を図る必要が生じています。

具体的な事例として、平成25年度に学校事故での火傷による通院加療に伴い、自宅で毎日ガーゼ交換しなければならない状況となったケースにおいて、傷口を刺激しないよう高額な特殊ガーゼの使用が必要となり、ガーゼの単価が1枚1,700円と高額になったことに加え、シャワーを浴びる際には防水シートを使用する必要性が生じました。また、本人は歩行が困難であったため、病院までタクシーを利用しましたが、災害共済給付金の上乗せ分だけでは補填できず、保護者が負担するという状況でした。

子育て支援として、県内の全市町村において、小児医療費助成による医療費の全額給付が進む中、学校事故においてのみ自己負担が生じるという矛盾は、一般家庭には理解されにくいものです。経済的に厳しい家庭も増えており、災害共済給付によって対応すべき範囲、額ともに拡充すべきものと捉えています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度における、対象範囲の拡大や給付金の増額等による給付の一層の充実を図るよう国等に働きかけること。

<効果>

学校管理下の事故においても、災害共済制度により確実な給付が担保されることにより、保護者の支払う医療費の負担軽減に寄与します。

参考資料

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成27年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事象によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費（※給付金の計算方法） ・医療保険の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、▶意図損害の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
疾病	学校の管理下の事象によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・凍傷による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上記の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（※障害等級表） 3,770万円～82万円 （道学生の場合 1,885万円～41万円）
死亡	学校の管理下の事象による死亡及び上記の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 （道学生の場合1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 （道学生の場合も同額）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 （道学生の場合1,400万円）

(出典:独立行政法人日本スポーツ振興センターWeb サイト)

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

広域的重点課題

(市長会要望事項から)

- 1 企業版ふるさと納税制度について
- 2 法人住民税の国税化見直しについて
- 3 公債費負担軽減対策制度の創設について
- 4 高齢者施設の整備に対する支援について
- 5 重症心身障がい児者の入所施設の整備について
- 6 重度障がい者医療費助成制度の充実について
- 7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について
- 8 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について
- 9 特別支援学級における教員の複数配置について
- 10 再生可能エネルギーの普及制度の充実について
- 11 河川ごみの除去対策について
- 12 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について
- 13 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について
- 14 農地の相続税納税猶予制度の拡大について
- 15 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について

(広域的重点課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

継続要望

1 企業版ふるさと納税制度について

(要望先 政策局)

重点要望項目

企業版ふるさと納税制度については、地方財政制度上公平性を欠いているため、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

政府が平成28年度に導入した「企業版ふるさと納税」については、地方創生を推進する観点から、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附に対し税制上の優遇措置を行うものですが、この制度の導入により、寄付を行った企業は現行の損金算入措置に加え、法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を受けることができるため、その結果、企業の所在する地方公共団体は応分が減収となるものです。

この制度の対象となるのは、地方版総合戦略を策定する地方公共団体(以下「応援対象団体」という。)とされていますが、東京都、特別区、東京圏に所在する普通交付税不交付団体は対象外とされていることから、これらの団体においては目下の厳しい財政状況をさらに悪化させるものと懸念されます。

また、基礎自治体が税収確保や地域経済活性化のため、これまで自主的に行ってきた企業誘致等への成果を得ることができず、地方の努力の阻害に繋がりがねません。

<要望事項>

次の事項について要望します。

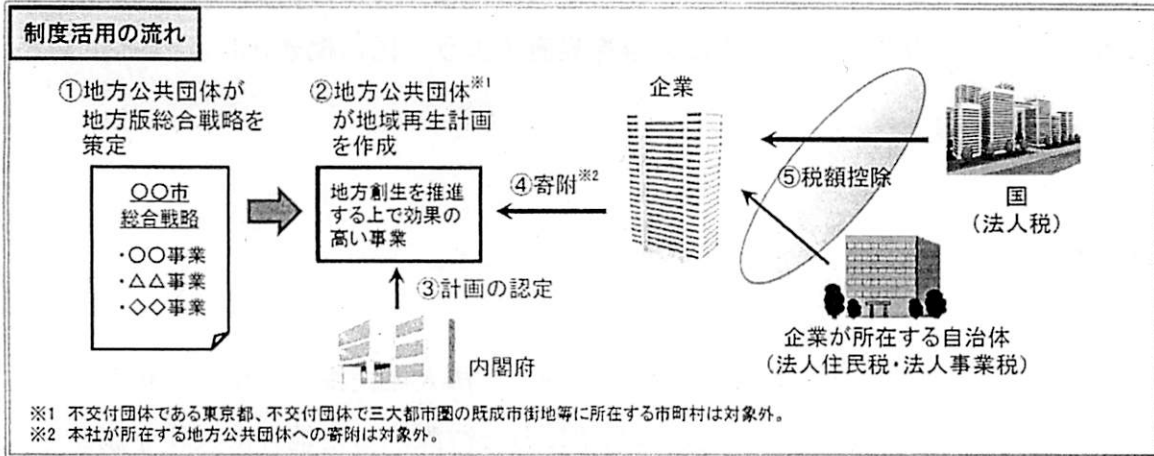
- 企業版ふるさと納税制度については、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

<効果>

- 基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

参考資料

企業版ふるさと納税制度の概要



対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。

- ・ 地方交付税の不交付団体であること
- ・ 市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること
 (一東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

(出典:内閣府地方創生推進事務局 Web サイト)

(市担当課 財務部 財政課)

新規要望

2 法人住民税の国税化見直しについて

(要望先 政策局)

重点要望項目

法人住民税は自治体固有の財源であり，その一部を国税化し，地方交付税の原資とすることは地方税制の基本原則や地方分権の考え方に反するものであることから，現在の税制改正の内容を見直すよう，国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国は地方自治体間の税源の偏在是正を目的に，法人住民税法人税割の税率引き下げと合わせ，法人住民税法人税割の引下げ分を財源とした地方法人税を創設し，平成26年度から法人住民税額の4.4%が国税化されました。

また，平成28年度税制改正には，消費税率10%への引き上げ時に法人住民税の法人税割の一部国税化を拡大することが盛り込まれ，消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置を受け，本市の法人住民税への影響は平成32年度以降から約13億円を超える減収が想定されています。

地方公共団体間における財政力の格差是正は，地方交付税財源の法定率引き上げにより国が財源を確保すべきであり，各自治体における貴重な自主財源である法人住民税の一部を国税化し，交付税の原資とすることは，地方税を充実するという地方分権の進展に逆行するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることは、地方税制の基本原則や地方分権の考え方に反するものであることから、現在の税制改正の内容を見直すよう、国に働きかけること。

<効果>

- 基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

(市担当課 財務部 税制課, 財政課)

新規要望

3 公債費負担軽減対策制度の創設について

(要望先 政策局)

重点要望項目

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設するとともに、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国は、平成19年度から3年間の臨時特例措置として、財政状況の厳しい地方公共団体を対象に、徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件として地方向け財政融資資金に係る補償金免除繰上償還を実施しました。また、この制度は、深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という事態を踏まえ、更なる行政改革・経営改革を実施することを要件に、特例措置として平成24年度まで3年間の延長がされました。

本来、地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる補償金を支払う必要があります。この特例措置により、補償金を支払わずに繰上償還を行うことが可能となりましたが、平成25年度をもってこの措置は終了しています。

地方公共団体では、公共施設の老朽化に伴う機能維持のための大規模な更新投資をはじめ、新たな資金需要が発生するなど、厳しい財政状況にある中、過去の高金利時に借り入れた地方債が依然として多数存在しており、公債費縮減に当たっての阻害要因となっています。

地方公共団体における高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度の創設が必要とされます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設するよう国に働きかけること。
- 制度を創設する際には、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

<効果>

- 将来の公債費の抑制効果が得られるため、地方財政の健全化が図られるとともに、住民の将来負担の軽減につながります。

(市担当課 下水道部 下水道総務課)

継続要望

4 高齢者施設の整備に対する支援について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

入所者の安全を維持するため、特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の到来により、特別養護老人ホーム等の需要は、今後も引き続き高まっていくと想定されます。また、特別養護老人ホーム等は、ショートステイ、デイサービスなどが併設されていることも多く、入所施設としての機能のみならず、社会資源として地域において大きな役割を担っています。

「かながわ高齢者保健福祉計画」においても在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図りつつ、特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなど、整備を進めていくこととしていますが、藤沢市内には、建築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、新設による整備だけではなく、建て替えも含めた既存施設の改修が課題となっています。

老朽化した施設において、入所者の安心、安全を確保するためには、相当規模の修繕工事を行うことが必要となり、特に、大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することとなるため、運営を行う社会福祉法人の財務体制にも大きな影響を与えることとなります。

既存の特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設長寿命化を図り、入所者の安全を確保するとともに、施設の健全な運営を行えるよう、施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設する必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

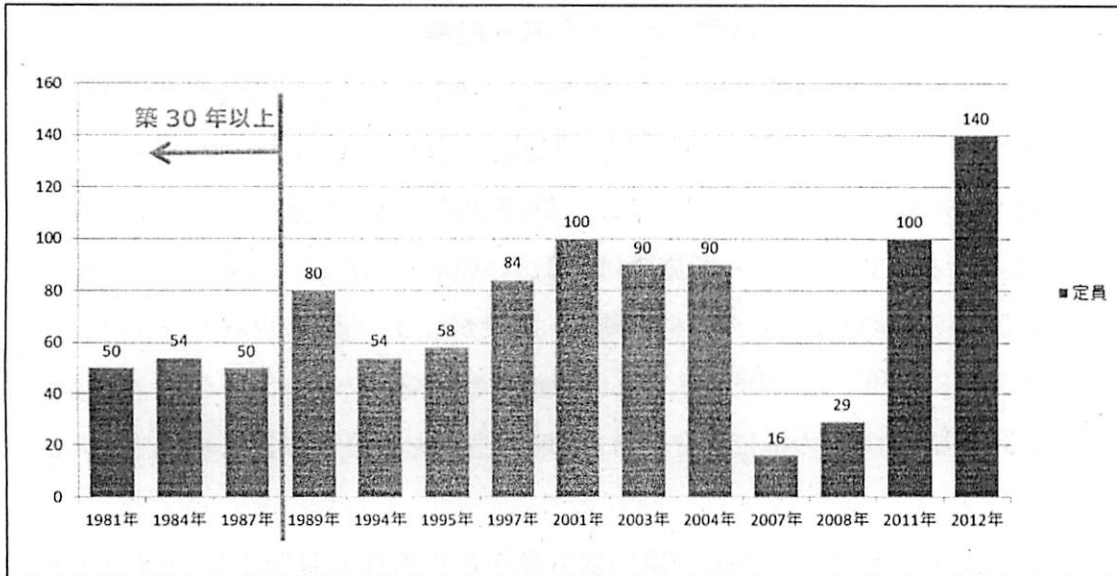
- 特別養護老人ホーム等の施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

<効果>

今後の超高齢化の進展に伴い需要の高まる特別養護老人ホーム等の安定的な運営を図ることができ、入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料

藤沢市内の特別養護老人ホームの建設年次別定員数



(市担当課 福祉健康部 介護保険課)

継続要望

5 重症心身障がい児者の入所施設の整備について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

要望内容

<現状>

重症心身障がい児者は、24時間にわたる介護や医療ケアを要することが多く、居宅介護や生活介護、訪問看護等の福祉・医療サービスを利用しながら在宅で生活している場合、介護する家族の高齢化などにより、介護者の負担は大きくなっています。

地域で安心した暮らしを実現するためには、継続的に介護と医療が提供される「住まいの場」が必要とされています。入所施設は、障がい児者の「住まいの場」としての機能だけでなく、家族のための「レスパイト*」機能や、施設がもつ支援のノウハウや専門人材を地域生活支援に提供する「専門性」、さらに、地域でのネットワークづくりなど地域福祉の拠点となる「地域性」などの機能を合せ持ち、地域生活を支援する上で重要な社会資源となるものです。

湘南東部障がい保健福祉圏域は、県内政令市を含め重症心身障がい児者の入所施設がない唯一の圏域となっており、入所施設の整備を望む声が強くなっています。

福祉と医療を一体的に提供できる入所施設が整備されることにより、住み慣れた生活圏域での「住まいの場」の確保のみならず、短期入所機能を活用し、家族等介護者の負担軽減を図ることができるため、家族との在宅生活を少しでも長く過ごすことにもつながります。

*「レスパイト」…在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れ、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院等を利用すること。「休息」「息抜き」。

<要望事項>

次の事項について要望します。

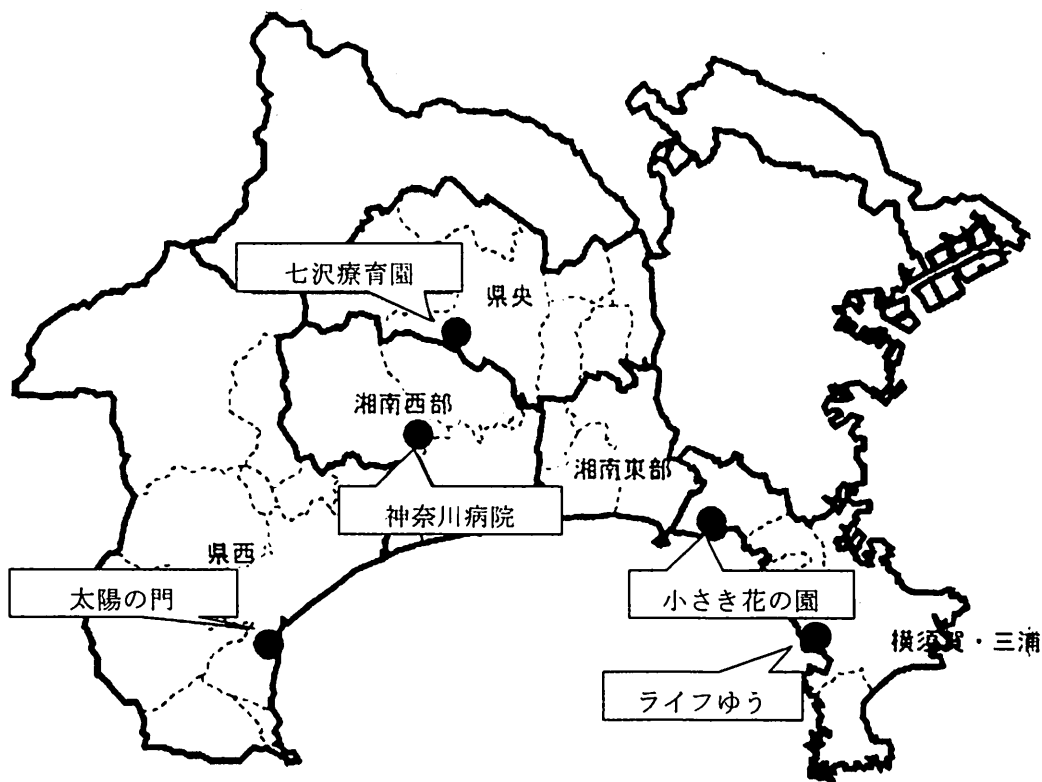
- 重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

<効果>

重症心身障がい児者の入所施設の整備により、障がい児者の増加に対応し、地域生活を支援することで、障がい者の安心な生活が確保されます。

参考資料

神奈川県内の障がい保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況



(出典:神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉健康部 障がい福祉課)

継続要望

6 重度障がい者医療費助成制度の充実について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

重度障がい者医療費助成制度について、精神障がい者の1級の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。また、重度の身体・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。

さらに、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

重度障がい者の医療費助成の対象者の増加に伴い、医療費助成額は毎年増加しています。当市の障がい者等医療費助成制度では、身体障がい者手帳1級から3級及び65歳以上で4級の一部、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A1・A2(重度)及びB1(中度)、65歳以上で寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。

神奈川県では、療育手帳B1(中度)の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障がい者保健福祉手帳1級の人入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、県の補助要綱の見直しにより、2008年(平成20年)10月に一部負担金が導入されるとともに、65歳以上で新たに対象となった人が対象外とされ、2009年(平成21年)10月には所得制限が導入されました。

重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、県の要綱改正以降も市独自で助成を実施していますが、対象者の増加に伴い当市の財政負担も増加しています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 重度障がい者医療費助成制度において精神障がい者1級の入院医療費についても対象とすること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入を撤廃すること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃すること。

<効果>

財政的な支援の充実により、重度障がい者の健康の保持及び増進が図られます。

参考資料

県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障がい者手帳 1 級・2 級 (2) IQが 35 以下 (3) 身体障がい者手帳 3 級かつIQ50 以下 (4) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級 (通院のみ)	あり 通院 1 回 200 円 入院 1 日 100 円	【年齢制限】 65 歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障がい者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障がい者手帳 1 級・2 級・3 級及び 4 級の 一部(65 歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50 以下 (3) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級(入院含む)・2 級 (4) 65 歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし 【所得制限】 なし

(市担当課 福祉健康部 福祉医療給付課)

新規要望

7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について

(要望先 県民局)

重点要望項目

児童養護施設等を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、住宅確保支援など、県市が連携した広域的な支援体制の構築を図ること。

要望内容

<現状>

児童養護施設では、さまざまな事情により、家族による養育が困難な子どもたちが生活していますが、高校卒業時の18歳で、就職又は進学等により退所することとなります。2017年(平成29年)の厚生労働省の「社会的養護の現状」によると、社会的養護が必要な対象児童は全国で約4万5千人とされ、中学校卒業後の進路については、一般に比べると進学率は低く、就職が多くなっています。

県内では、児童養護施設等を退所した児童・生徒が共同生活を行いながら、相談や日常生活上の援助、就業の支援等を行う場として、横浜市3カ所、川崎市1カ所、相模原1カ所、県域2カ所の計7カ所の自立援助ホームが運営されています。県域では、「湘南つばさの家」が男子の、「みずきの家」が女子の自立援助ホームとして運営されていますが、どちらも定員は6人となっており、児童養護施設等を退所した児童・生徒の受け入れの場が不足している現状があります。

児童養護施設等を退所する児童・生徒は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな二つの試練に直面しますが、中には、住み込みや寮など居住先を優先し就職先を選択した結果、職場になじめず離職と同時に居住場所を失い、生活困窮に陥ってしまうケースもあります。居住場所がないことにより、次の就職先を見つけることができず、社会からドロップアウトするということがないよう、生活基盤として、自立援助ホームと同様の住宅確保支援が必要とされています。

当市には、2014年(平成26年)に、県の委託事業として、児童養護施設退所者等のアフターケア事業を行う「あすなるサポートステーション」が設立されましたが、相談支援

のみならず、自立を支援する為の住居の設置など生活環境を保障することで、児童養護施設退所後の自立をさらに促すことができます。また、自立を支援する為の住居の安定的な運営に向けた支援等、県と近隣市町が協力し、広域的な連携体制を構築することで、より効果的な支援が見込まれます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 児童養護施設等を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、自立援助ホームなど生活基盤である住宅を確保するための、広域的な支援体制の構築を図ること。

<効果>

児童養護施設等を退所し、就職する児童等の支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与します。

(市担当課 子ども青少年部 子育て企画課)

継続要望

8 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。また、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の増を図ること。

要望内容

<現状>

近年、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒が増加するとともに、指導上の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒が安心して学校生活や学習を行うためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実が喫緊の課題となっています。

その役割を担う教育相談コーディネーターの重要性は増していますが、専任ではなく、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者、養護教諭、教頭等が他の校務と兼務で担当しており、十分な時間がかけられない現状があります。そのため、支援を必要とする児童・生徒の状況把握や関係教員と外部機関との連絡・相談のコーディネートを行うことが困難な状況となっていることから、専任化が必要とされています。

また、県が配置している「特別支援教育推進に係る非常勤講師」は、教育相談コーディネーター業務を担う教員の担当する授業の後補充、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、チーム・ティーチング、少人数指導、個別指導による教育支援を行っており、きめ細かな指導や支援の充実のために各校で効果的に活用がされていますが、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあることから、十分な支援には至っていません。国は、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけを求めており、県教育委員会も校内支援体制の充実を図るために、教育相談コーディネーター養成研修を実施し、その受講者を教育相談コーディネーターとして校務分掌に位置づけています。

さらに、特別支援教育推進に係る非常勤講師については、各校に支援が必要な児童生徒が多数在籍していることに加え、それぞれの抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られることから、ニーズが高まっている一方、配当時間数は年々削減傾向にあります。児童・生徒一人ひとりに十分な支援を行い、児童生徒が安心して学校生活や学習が行えるよう、「特別支援教育の推進に係る非常勤講師」の時間数の増が必要です。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけること。
- 専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。
- 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の増を図ること。

<効果>

実情に即した支援体制を構築することにより、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えるとともに、よりきめ細かな支援を行うことができる。

参考資料

特別支援教育の推進に係る非常勤講師の1週間あたりの当市配当時間数

	(時間)	
	小学校	中学校
平成21年度	350	140
平成22年度	346	130
平成23年度	346	134
平成24年度	340	132
平成25年度	328	132
平成26年度	318	132
平成27年度	308	131
平成28年度	308	131

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

9 特別支援学級における教員の複数配置について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、短期間に入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、複数配置の要件を消失しないため、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

特別支援学級への教員の配置については、児童・生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じた場合でも配置がなされないケースがあり、配置数が十分ではありません。

一方で、近年、障がいのある児童・生徒の市立小・中学校への入学希望は増加傾向となっており、障がいの程度の重い児童・生徒が特別支援学級に入学・編入するケースが増えています。

また、児童生徒への指導・支援の内容は多岐にわたり、校内における交流学习の指導や関係機関との連絡・相談も密にとる必要があることから、担任が従来の業務を行うための時間数を確保することが困難な状況が生じています。

特に、児童・生徒が入院により院内学級に入級する際には、学籍を異動する必要があるため、それに伴い特別支援学級における教員の複数配置の任用要件が消失することとなります。しかし、児童・生徒が退院した際に元の学級に戻ってきた場合でも、再配置が行われないため、児童・生徒への教育上大きな支障をきたす原因となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

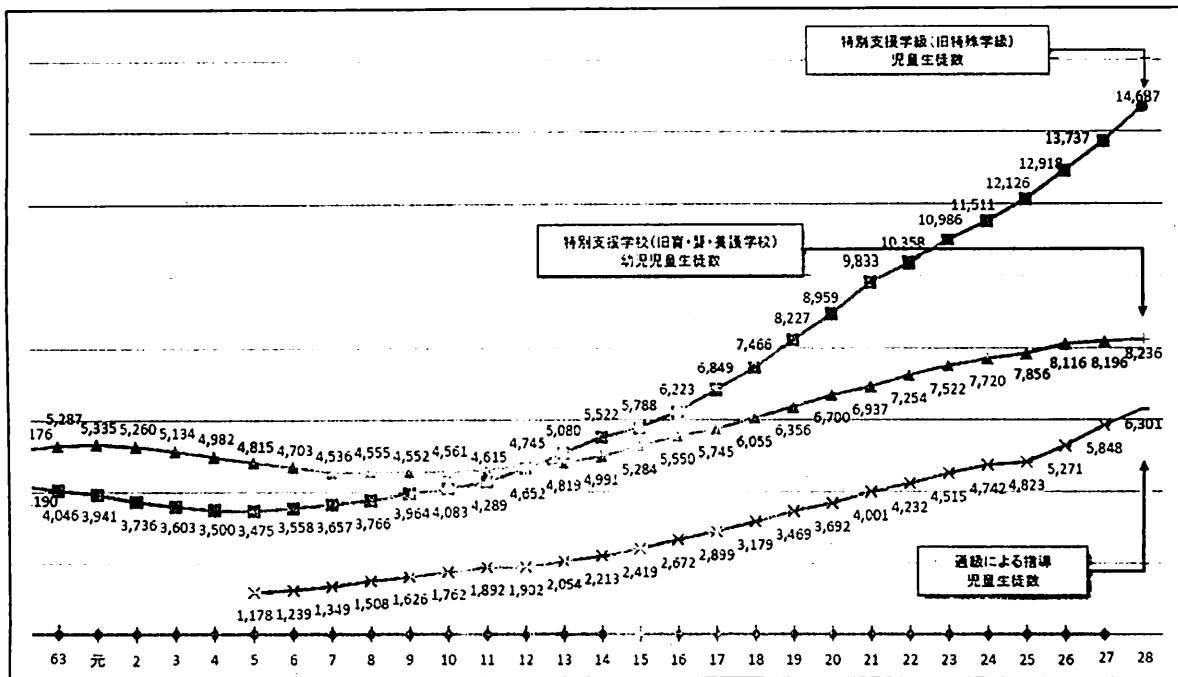
- 特別支援学級への教員配置については、県の基準に沿った適正な配置を行うこと。
- 短期間に入退院を繰り返す児童や生徒が、学籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

<効果>

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの状態に応じたきめ細かな指導が可能となり、自立や社会参加への支援が推進されます。

参考資料

神奈川県の特特別支援学級児童・生徒数の推移



(出典:平成28年度神奈川県の特特別支援教育資料)

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

継続要望

10 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 産業労働局)

重点要望項目

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から極めて重要であることから、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から、極めて重要です。特に、都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる分散型電源である住宅用太陽光発電の導入が進んでおり、今後も一層の普及拡大を図っていく必要があります。

2012年(平成24年)7月から開始された、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、特に太陽光発電に係る固定価格買取制度については、買い取り価格の引き下げが続いています。また、本市においては、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するため、平成26年度に『藤沢市エネルギーの地産地消推進計画』を策定し、重点プロジェクトに、「太陽光発電システム導入による地産地消プロジェクト」を定めました。

固定価格買取制度について、買い取り価格の引き下げが続いていること、東日本大震災から時間が経過し、再生可能エネルギーについての関心が薄れている傾向にあること及び太陽光発電に係る国の補助制度が、平成25年度をもって廃止されたことにより、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、ひいては、再生可能エネルギー全体の普及拡大の停滞につながる恐れがあります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

<効果>

エネルギー自給率の向上及び温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に寄与します。

参考資料

定価格買取制度の推移 (/kWh)

	H24	H25	H26	H27※	H28※	H29
住宅用太陽光(10kW未満)	42円	38円	37円	33円・35円	31円・33円	28円
非住宅用(事業用)	40円	36円	32円	29円・27円	24円	21円
太陽光(10kW以上)(税抜)						

※住宅用太陽光…H27:33円、H28:31円(東京・関西・中部電力管内(出力制御対応機器設置義務なし))

H27:35円、H28:33円(それ以外の電力管内(出力制御対応機器設置義務あり))

※非住宅用(事業用)太陽光…H27.4～6月:29円、7月～:27円

国・県の補助制度の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
国	1kW当たり	35,000円	20,000円	—	—	—	—
	上限	899,109円	899,110円	—	—	—	—
県	1kW当たり	15,000円	15,000円	15,000円	ZEH導入 事業へ移行	ZEH導入 事業へ移行	ZEH導入 事業へ移行
	上限	52,000円	50,000円	50,000円			
	条件	市を通じて 補助	県単独・ HEMS必須	県単独・ HEMS必須			

※HEMS:エネルギー管理システム(エネルギー消費機器をネットワークで接続し、稼働状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御を可能にするもの。)

※ZEH:太陽光発電システム、HEMS機器に加え、高性能の省エネ機器、断熱材の壁等を導入して、年間の一次エネルギー消費量をゼロ以下にする住宅。

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

11 河川ごみの除去対策について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸流出ごみの防止及び河川ごみの除去対策として、境川及び引地川両河川の定期的な清掃を行うとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

要望内容

<現状>

境川においては、河川ごみの除去や相模湾へのごみ流出防止を目的として、最下流の藤沢市に河川除塵機を設置し、藤沢市のみで維持管理を行っています。しかし、藤沢市議会及び市民環境団体等から、河川の美化及び環境保全については、河川除塵機のあり方を含め、河川管理者が主体的に取り組むべきこと、また、単独自治体での対応には限界があるため、県が主体となって、河川の定期的な清掃等により美化を図ることが強く求められています。

除塵機の維持管理費用については、平成21年度まで、県から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」として、対象経費(電気料金、修繕費用、ごみ収集・運搬費用)の1/3以内の補助があり、その後一時期、国庫補助の活用による代替措置が図られたものの、県の財政状況の悪化により、平成24年度以降は、除塵機の維持管理に係る費用はすべて藤沢市のみで負担をしている状況となっています。

海岸ごみの約70%は河川からの漂着ごみであるといわれる中、単独の自治体では対応に限界があります。さらに、湘南港(江の島)において、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が開催されることから、国内外に県全体をPRしていくためにも、より一層の海岸美化の推進が求められます。海岸美化と密接に関連する河川の美化に向けた取り組みを、河川上流域の自治体も一体となって推進していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 境川及び引地川両河川の行上流域における河川ごみ対策を積極的に実施すること。
- 河川クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。

<効果>

境川・引地川の両河川の環境美化とともに、海岸清掃の軽減が図られます。

参考資料

年度別ゴミ収集量（単位:t）

（※引地川除塵機は、平成27年10月に故障し3月に一部撤去、平成28年度は引地川親水公園等で人力清掃）

（単位:t）

年度	河川名	可燃物	不燃物	合計	両河川合計
H21年度	境川	0.680	0.900	1.580	3.750
	引地川	1.100	1.070	2.170	
H22年度	境川	1.180	1.125	2.305	5.250
	引地川	1.470	1.475	2.945	
H23年度	境川	1.320	1.150	2.470	6.080
	引地川	2.250	1.360	3.610	
H24年度	境川	1.400	1.050	2.450	5.810
	引地川	1.970	1.390	3.360	
H25年度	境川	0.900	1.060	1.960	4.170
	引地川	0.920	1.290	2.210	
H26年度	境川	1.330	1.110	2.440	5.990
	引地川	2.170	1.380	3.550	
H27年度	境川	1.500	0.970	2.470	3.730
	引地川	0.720	0.540	1.260	
H28年度	境川	1.740	0.980	2.720	3.000
	引地川	0.000	0.280	0.280	

（市担当課 環境部 環境総務課）

継続要望

12 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸の環境保全を図るため、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成30年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国からの地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用し、県では、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に関する普及啓発事業を実施しています。そのうち、「(公財)かながわ海岸美化財団」が行う海岸清掃については、県と相模湾沿岸の13市町が1/2ずつ負担する負担金を元に実施されています。

平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、当初10/10の補助率により、海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しましたが、平成27年度は8/10、平成28年度は7/10と補助率の低下が続いています。補助金の減額に伴う(公財)かながわ海岸美化財団への負担金の減額により、清掃回数が減少することから、海岸の環境悪化を防止するため、当市では、市単独の委託(緊急清掃)により清掃回数を増やして対応している状況があります。

近年、記録的豪雨や台風等の影響により、緊急的な清掃が必要になることがある状況の中、補助金の補助率低下で十分な清掃回数の確保が困難となり、海岸の美観を損ねるだけでなく、湘南海岸のイメージへの悪影響が懸念されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

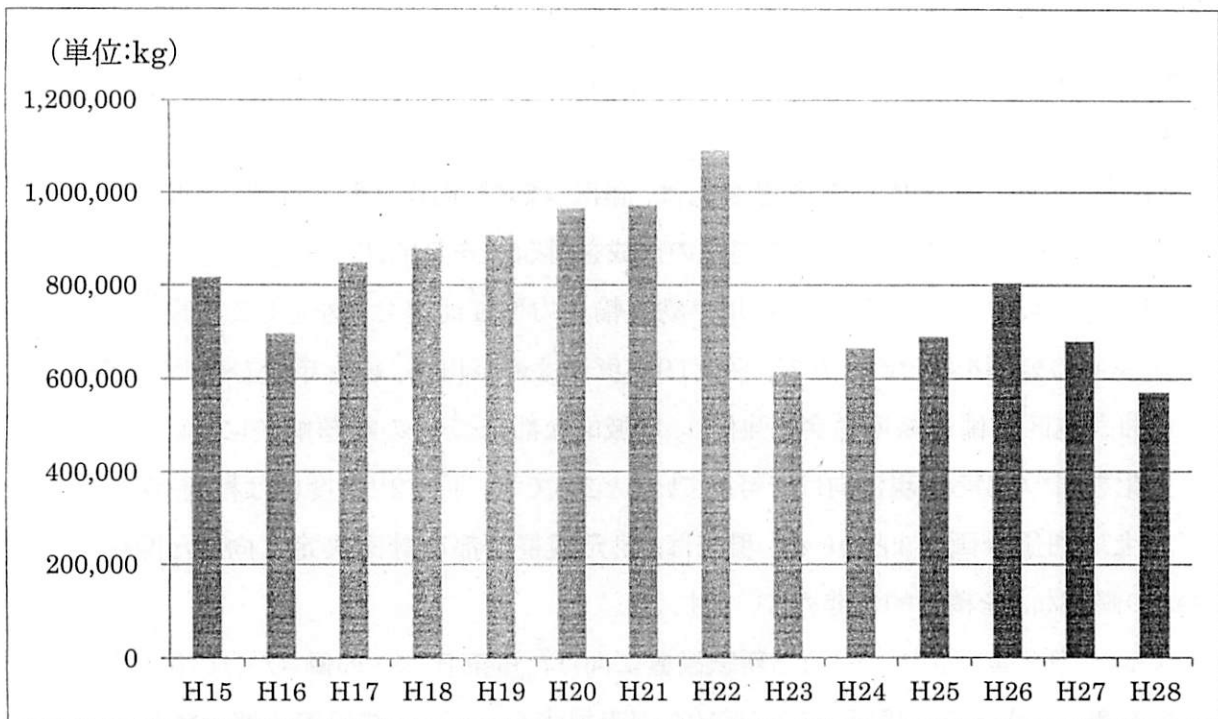
- 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成30年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

<効果>

年間を通して定期的な清掃回数が確保されることにより、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られ、海水浴場利用者の増加につながるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて美しい海岸を整備することで、観光産業の振興にも寄与します。

参考資料

藤沢市の海岸ゴミの経年変化



(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

13 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成19年度には神奈川県、鎌倉市及び当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら実現に向けて努めているところです。平成22年度には村岡・深沢地区の土地利用計画がまとめられ、現在は、地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めています。

まちづくりを進める中、核となる新駅設置に向けたJR東日本への働きかけの強化、具体的な事業スキームの構築及び広域的な都市拠点を支える広域幹線道路の整備計画の策定が喫緊の最重要課題となっています。これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠となります。

<要望事項>

まちづくりに関する支援として、次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けた共同組織を立ち上げること。
- 開発・整備・広域幹線道路に係る整備計画を策定すること。
- 組織及び計画に係る財政面、制度面、体制づくりに向けた支援を図ること。

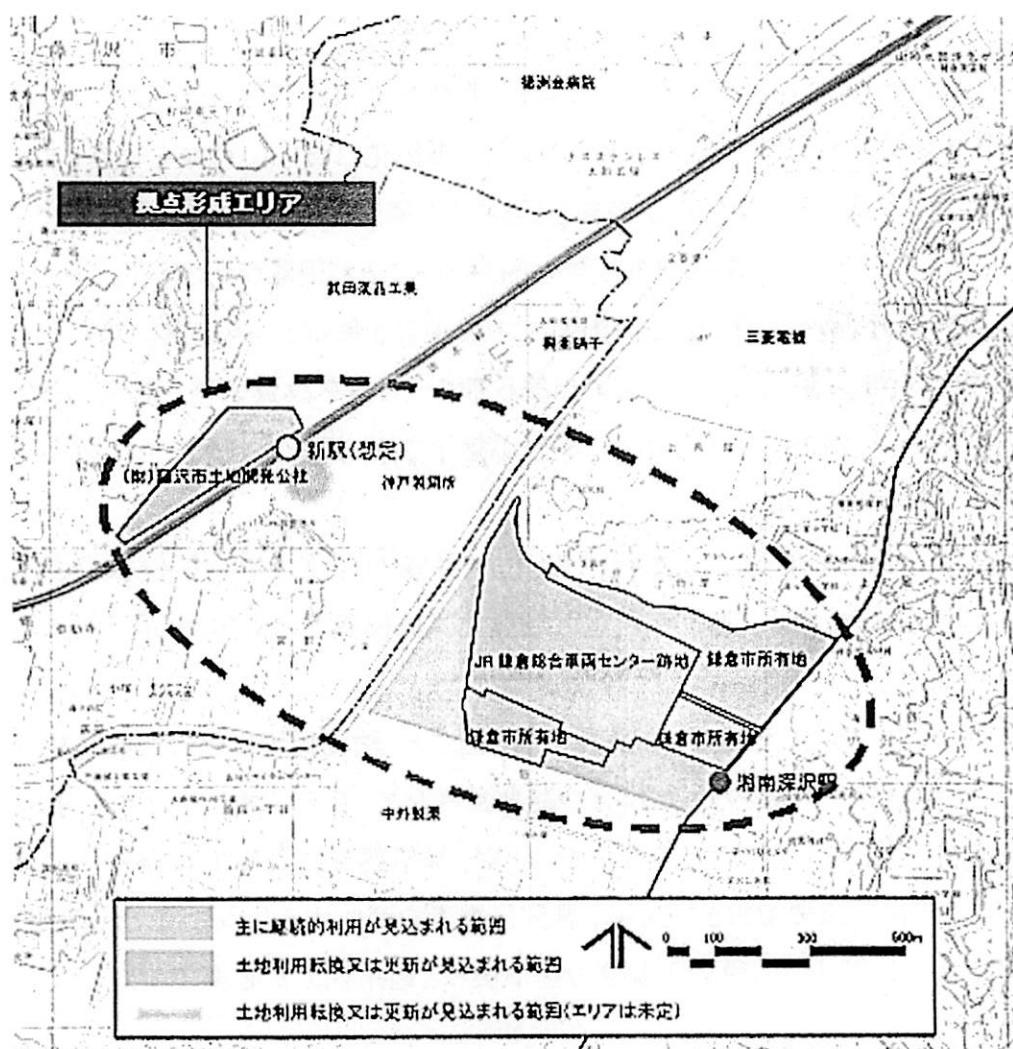
<効果>

武田薬品工業(株), (株)神戸製鋼所, 三菱電機(株), 中外製薬(株)などの高度な研究, 開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは, 更なる研究開発機能の集積につながることから, 神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化に寄与します。

また, 新駅の設置により, 公共交通への利用転換によるCO2削減や環境配慮型のまちづくりを実践することで, 先進的なまちづくりのモデル都市が形成されます。

参考資料

村岡・深沢地区全体整備構想(案)概況図



(市担当課 都市整備部 都市整備課 村岡地区整備担当)

14 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

要望内容

<現状>

市街化区域農地は、相続税の算定において宅地並みの評価がされるため、相続額が高額になる場合があります。都市農業において、市街化区域内で農業を営んでいる人に相続が発生した際に、相続税が高額となる場合、農地を手放して相続税を納めることとなり、代々継承してきた農地を守り農業を続けていくことが困難な状況が生じます。

相続税納税猶予制度は、相続又は遺贈により農地等を取得し、当該農地等が引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される制度です。

この制度は、昭和50年度に創設されたもので、平成21年度の農地関連法の改正により見直しが図られましたが、特定市街化区域農地は納税猶予の対象から除外されたままとなっています。

農地等の相続が発生した場合、相続税が高額なこと、納税猶予に係る手続期間が短いこと及び納税猶予の対象となった場合の終身営農など、制限が厳しいことが、相続人が農業を継続していく上での障害となっています。都市農業の安定的な継続に向けては、担い手の確保が重要であることから、農業後継者を育成するためにも、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

<効果>

安心して農作業を取組む環境が整うため、雇用の拡大や法人の新規参入などによる農業従事者の増加や規模拡大による農業経営の安定化などが期待されます。併せて、農業後継者の育成、地産地消の推進、市街化区域内の緑地・空地の保全や景観形成、温室効果ガスの吸収、フードマイレージ*の削減などに寄与します。

*フードマイレージ…「食料の輸送量」×「輸送距離」で表わされ、この値が大きいほど、排出される二酸化炭素も多く、地球環境への負担が大きくなります。

参考資料

市内の農家数、農家人口及び農業就業人口の推移

年	総農家数	専業農家数	兼業農家数			農家人口		
			総数	第1種兼業	第2種兼業	総数	男	女
S55年	(1,818)	(376)	(1,442)	(386)	(1,056)	(9,792)	(4,938)	(4,854)
S60年	(1,850)	(288)	(1,562)	(452)	(1,110)	(9,680)	(4,805)	(4,875)
	1,735	285	1,450	451	999	9,129	4,554	4,575
H2年	1,567	283	1,284	402	882	6,634	3,266	3,368
H7年	1,391	312	1,079	259	820	5,998	2,977	3,021
H12年	932	244	688	195	493	4,674	2,357	2,317
H17年	811	278	533	177	356	3,903	1,952	1,951
H22年	713	257	456	153	303	3,203	1,585	1,618
H27年	672	312	360	75	285	2,682	1,352	1,330

(注)農家の定義変更により、昭和45年から昭和60年の()内は旧定義によるもので、昭和60年の()外は、新定義により組替集計したもの。なお、平成12年移行は販売農家のみの数値を表示しています。

(出典：農林業センサス等)

(市担当課 経済部 農業水産課)

15 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

神奈川県で行われる都市農業において酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しく輸入飼料に頼らざるを得ない状況にあります。このような中、2013年(平成25年)夏に藤沢市内の酪農家が生産した堆肥を使った耕種農家の農作物に生育障害が発生し、原因を調査するため県が生物検定を行った結果、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解が示されました。一度、生育障害が発生した原因が堆肥とされた畜産農家は畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、風評により堆肥の利用先がなくなってしまい、余剰堆肥によって畜産経営が圧迫される事態に陥っています。

輸入飼料を生産する国々で、クロピラリドの使用が禁止されていない現在では、そういった粗飼料が輸入され牛に給餌され続けることとなり、ひいては耕種農家の農作物に影響を及ぼす恐れのある堆肥を生産し続けてしまいます。

2013年(平成25年)夏に発生した、牛ふん堆肥を起因とする農作物の生育障害については、県ホームページ(2013年(平成25年)11月畜産技術センター技術情報に掲載)において、堆肥を生産供給する畜産農家及び堆肥を使用する耕種農家への注意喚起がなされていますが、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がない状況となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

<効果>

全国の畜産農家、耕種農家の健全な経営及び食料自給率の向上に寄与します。

参考資料

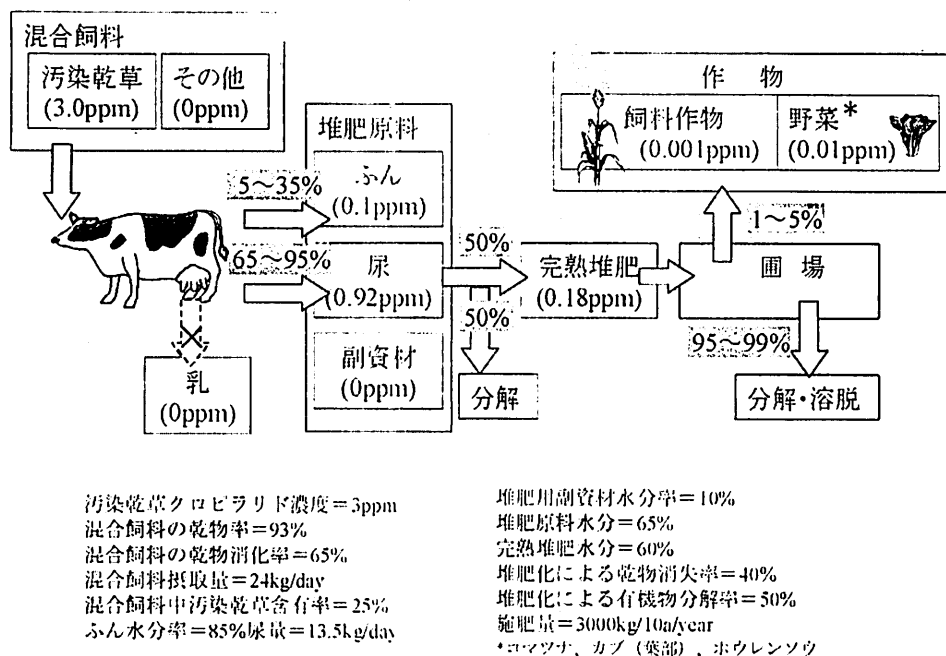


図1 クロピラリドの流れ

(クロピラリド汚染乾草を乳牛用飼料として用いた場合の農業生産系内におけるクロピラリド動態、カッコ内数値は図中に示した条件下での予想濃度(ppm=mg/kg))

(出典:「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」(独)農業・食品産業技術研究機構)

(市担当課 経済部 農業水産課)

県所管別要望一覧

※凡例

(オリンピック関連)…東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望

(個別)…個別重点課題

(広域)…広域的重点課題

政策局

(オリンピック関連)2-③相模湾沿岸地域の魅力の創出について	5
(個別)5 ロボット産業の振興に対する支援の充実について	16
(広域)1 企業版ふるさと納税制度について	36
(広域)2 法人住民税の国税化見直しについて	38
(広域)3 公債費負担軽減対策制度の創設について	40

安全防災局

(オリンピック関連)1-⑤ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	3
(オリンピック関連)2-①津波災害一時避難場所の確保について	4
(個別)4 GPS波浪計の設置について	14

県民局

(広域)7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について	48
--------------------------------	----

スポーツ局

(オリンピック関連)1-①片瀬漁港の施設整備について	2
(オリンピック関連)1-②事前キャンプの受け入れについて	2
(オリンピック関連)1-③江の島及び湘南海岸のバリアフリー化について	2
(オリンピック関連)1-④片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について	3
(オリンピック関連)1-⑤ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	3
(オリンピック関連)2-②マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について	4
(個別)7 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について	20

環境農政局

(個別) 10	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	26
(個別) 11	不法投棄の防止について	28
(広域) 11	河川ごみの除去対策について	56
(広域) 12	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について	58
(広域) 14	農地の相続税納税猶予制度の拡大について	62
(広域) 15	クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について	64

保健福祉局

(個別) 5	ロボット産業の振興に対する支援の充実について	16
(個別) 8	生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について	22
(個別) 9	介護支援専門員研修等の充実について	24
(広域) 4	高齢者施設の整備に対する支援について	42
(広域) 5	重症心身障がい児者の入所施設の整備について	44
(広域) 6	重度障がい者医療費助成制度の充実について	46

産業労働局

(個別) 5	ロボット産業の振興に対する支援の充実について	16
(広域) 10	再生可能エネルギーの普及制度の充実について	54

県土整備局

(オリンピック関連) 1-①	片瀬漁港の施設整備について	2
(オリンピック関連) 1-③	江の島及び湘南海岸のバリアフリー化について	2
(オリンピック関連) 1-④	片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について	3
(オリンピック関連) 2-①	津波災害一時避難場所の確保について	4
(個別) 1	相鉄いずみ野線の延伸について	8
(個別) 2	河川の整備促進について	10
(個別) 3	道路の整備促進について	12
(個別) 10	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	26
(広域) 13	村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	60

教育委員会教育局

(個別)6	特別支援学校等の過大規模解消について	18
(個別)13	日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について	32
(広域)8	教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について	50
(広域)9	特別支援学級における教員の複数配置について	52

県警本部

(オリンピック関連)1-⑤	ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	3
(個別)10	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	26
(個別)11	不法投棄の防止について	28
(個別)12	街頭防犯カメラの設置について	30



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL(0466)50-3502

FAX(0466)50-8400

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>